特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	【別添資料】地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書(標準準拠システムへの移行に伴う並行 稼働期間中の標準準拠システムに関する記載)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和7年9月1日

[令和7年5月 様式2]

関連情報 Ι

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務				
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻④口座情報の管理、異動、照会				
③システムの名称	収納消込システム(標準準拠システム) 総合窓ロシステム 統合宛名システム(標準準拠システム) 中間サーバー・ソフトウェア				
2 特宝個人情報ファイルタ					

2. 特定個人情報ファイル名

納付情報ファイル宛名情報ファイル

2 1	田	人番号の	HВ
U.		く田っついい	LAVIA

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第 27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24、44、85、100の項並びに行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成 二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条及び第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	四欄(利用特定個人情報)に「地方税関が含まれる項 (1,2,3,4,5,6,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,4	令第2条表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」 「9,53,56,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,80,81,83,84,86,87,88,89,90,9 30,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161				

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	総務部税務課、福祉保険部保険年金課、福祉保険部長寿社会推進課				
②所属長の役職名	税務課長 、保険年金課長 、長寿社会推進課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求				
請求先	泉南市(税務課、保険年金課、長寿社会推進課) 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号電話072-483-9033 (税務課)、072-483-3432(保険年金課)、072-483-8251(長寿社会推進課)				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	泉南市(税務課、保険年金課、長寿社会推進課) 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号電話072-483-9033 (税務課)、072-483-3432(保険年金課)、072-483-8251(長寿社会推進課)				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	7年9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書]	し重点項目評価	3) 基礎項	目評価書 目評価書及び 目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書 フ対策の詳細が記載
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	2) 十分で	を入れている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	報提供ネットワー	ークシステムをご	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入	≨) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	2) 十分で	を入れている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	2) 十分で	を入れている	
7. 特定個人情報の保管・決	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	全体		新規作成(同一評価書番号の評価書の別添資 料とする)	事前	本資料は、標準準拠システムへの移行に伴う並行稼働期間中の標準準拠システムに関する記述であり、並行稼働期間中は、同一評価書番号の評価書に付属する別添資料として扱うものである。なお、標準準拠システムへの移行が完了し、旧システムにおける特定個人情報の取り扱いが終了した後には、本資料として位置付け、必要に応じて変更を行うものとする。